

福島市給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第 60 号

### 福島市給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島市給水施設等条例施行規則（平成25年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号ただし書中「20の項まで、36の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項」を「21の項まで、37の項、40の項から42の項まで、45の項及び46の項」に改め、同項第3号ア中「38の項及び46の項から51の項」を「39の項及び47の項から52の項」に改め、同号イ本文中「37の項まで及び39の項から45の項」を「19の項まで、21の項から38の項まで及び40の項から46の項」に改め、同号イただし書中「20の項まで、32の項から37の項まで、39の項から41の項まで、44の項及び45の項」を「19の項まで、21の項、33の項から38の項まで、40の項から42の項まで、45の項及び46の項」に改め、同号に次のように加える。

ウ 基準の表20の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1年に1回以上とすること。ただし、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがあると認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、当該事項についての過去の検査の結果が、当該事項に係る水質基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とことができる。

第8条第1項第4号中「20の項まで、26の項」を「19の項まで、21の項、27の項」に、「32の項から37の項まで及び39の項から45の項」を「33の項から38の項まで及び40の項から46の項」に改め、同条第2項第3号中「38の項及び46の項から51の項」を「39の項及び47の項から52の項」に改める。

第19条第1項中「38の項及び46の項から51の項」を「39の項及び47の項から52の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島市給水施設等条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条第1項第3号ウの適用については、この規則の施行前に実施した水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第19号）による改正後の水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表20の項の上欄に掲げる事項について同令に規定する環境大臣が定める方法によって行う検査又はこれに相当する検査は、新規則第8条第1項第3号ウの規定による検査とみなす。